

岩手県告示第609号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和4年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第6地割及び第7地割の各一部並びに繋字藜内沢の一部
釜石市	橋野町第41地割、第42地割及び第43地割の各一部、大字平田第5地割の一部並びに唐丹町字小白浜の一部

2 調査期間 令和4年10月19日から令和5年3月31日まで